②　契約予定工事
・工事名　千葉北部地区平成25年度21住区（Ｃ工区）排水他工事
・契約時期　平成25年４月（予定）
・工期　平成25年４月から平成25年12月まで（予定）
・工事内容
整地工　Ｖ＝47,000㎥
排水工　φ150～700　Ｌ＝400m
道路工　Ｗ＝6.0m　Ｌ＝275m
舗装工　Ａ＝1,370㎡

⑸　工事実施形態
①　本工事は、申請時に「企業の技術力」について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（タイプＣ）の工事である。
②　本工事は、契約締結後（契約予定工事に関しては協定締結後）に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
③　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、当機構首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札の承諾申請に関しては、首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部業務部総務経理チームに承諾願を提出して行うものとする。この場合において、承諾願の様式及び添付書類並びに紙入札承諾の基準については、電子入札運用基準（電子入札ホームページ
http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/にて公開）による。
④　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
⑤　本工事は、入札価格の積算内訳において、一定の基準に満たない者に対しては、項目の追加等による厳格な低入札価格調査を実施する試行工事である。
⑥　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
⑦　本工事は、異工種の者より結成された特定建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）を契約の相手とする工事である。
⑧　本工事は品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑨　本工事は、当初工事と契約予定工事の一括競争入札により落札者を決定し、各工事の契約に関する事項等を定めた協定を締結した後に、協定に基づき工事請負契約を締結する枠組み協定型一括入札方式の試行工事である。
⑩　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、ＶＥ提案の可否を反映して競争参加資格の確認、提案に基づく入札の可否について競争参加者を決定の上、競争参加者は認められた自らの提案に基づき入札を行う、入札時ＶＥ方式の試行工事である。
⑪　本工事の施工に当たっては、基本設計等に対する詳細設計を実施し、施工を行う設計・施工一括発注方式の試行工事である。

２　競争参加資格　競争に参加を希望する者は次の⑴～⒀に掲げる条件をすべて満たしている者を構成員として下記⒂の異工種ＪＶ構成基準に基づいて結成された異工種ＪＶであり、かつ、下記⒁に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた異工種ＪＶでなければならない。
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構関東地区における平成23・24年度の一般競争参加資格について、次に掲げる認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都圏ニュータウン本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
イ　土木工事の施工を担当する構成員（以下、「土木工事担当構成員」という。）は、「土木工事Ａ等級」の認定を受けていること。
ロ　その他工事（ＰＣ橋梁工事）の施工を担当する構成員（以下、「その他（ＰＣ）工事担当構成員」という。）は、「その他（ＰＣ）工事」の認定を受けていること。ただし、異工種ＪＶの構成員を２者とする場合は、「土木工事Ａ等級」及び「その他（ＰＣ）工事」の認定を受けていること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑸　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において重大な瑕疵が認められるにも係らず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
⑹　上記３に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑺　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者でないこと。
⑻　千葉ニュータウン事業本部発注工事の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。
⑼　平成14年度以降に、元請として施工を完了したもののうち、次の条件を満足する工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。
イ　土木工事担当構成員
「道路整備工事で、施工延長700m以上の工事」
「擁壁工事で、ＲＣ擁壁工ｈ＝３m以上でＬ＝50m以上の工事」
ロ　その他（ＰＣ）工事担当構成員
「ＰＣ橋梁工事で、Ｗ＝６m以上の工事。※ただし、架設桁架設工法の架設工に限る」
施工実績として認定する発注機関については、公共機関（機構、公団、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。
⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という）を、構成員それぞれが当工事に専任で配置できること。
①　平成14年度以降に、担当技術者（１級土木施工管理技士の有資格者）以上の技術者として、下記に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験を有することを証明できるもの（契約書の写し、コリンズ等）を添付すること。また、配置予定技術者の実績工事における従事期間は、下記に掲げる工事の数量条件を満たす従事期間であること。
イ　土木工事担当構成員
「道路整備工事で、施工延長700m以上の工事」
「擁壁工事で、ＲＣ擁壁工ｈ＝３m以上でＬ＝50m以上の工事」
ロ　その他（ＰＣ）工事担当構成員
「ＰＣ橋梁工事で、Ｗ＝６m以上の工事」
②　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者）
・これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者